

～組合員のみなさまへ～

平成26年4月から育児休業手当金の支給額が引上げとなります

引上げの内容について

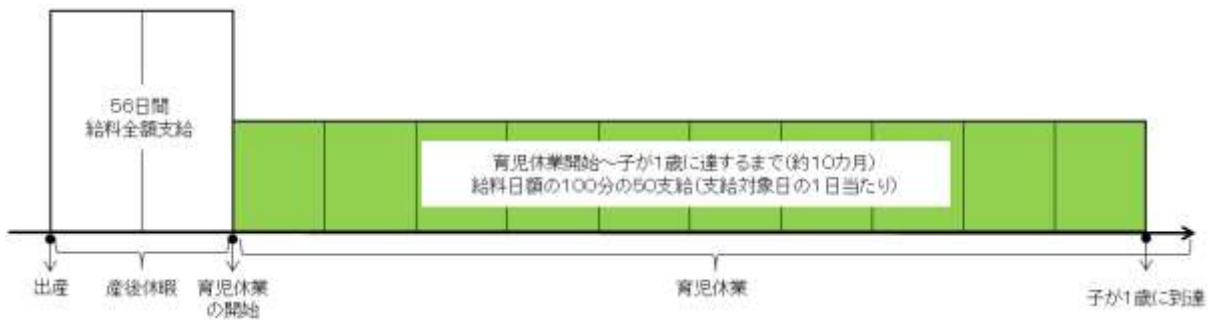
- ◆ 引上げ前は、育児休業を開始した時から、対象となる子が1歳に達するまでの間は、1日当たり、給料日額の100分の50が支給されました。
- ◆ 引上げ後は、育児休業を開始した時から、対象となる子が1歳に達するまでの間のうち、育児休業を開始した時から180日に達するまでの間は、1日当たり、給料日額の100分の67が支給されるように引上げされました。

対象となる方

- ◆ 平成26年4月1日以降に育児休業を始めた組合員の方です。
- ◆ なお、平成26年4月1日より前に育児休業を開始しており、その後いったん復職し、再度、平成26年4月1日以降に育児休業を始めた組合員の方は対象となりません。

引上げの具体例（給料が30万円の方の場合）

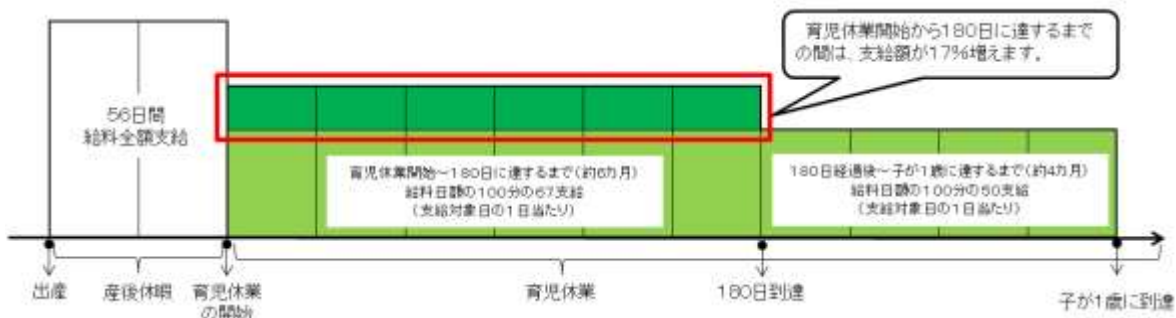
◆引上げ前（例）



給料日額 = 30万円 × 1 / 22 = 13,640円

支給額（支給対象日の1日当たり） = 13,640円 × 50 / 100 × 1.25 = 8,525円

◆引上げ後（例）



給料日額 = 30万円 × 1 / 22 = 13,640円

支給額（支給対象日の1日当たり）

①休業開始から180日間 = 13,640円 × 67 / 100 × 1.25 = 11,423円 ※1

(※1 給付上限相当額13,001円を超えた場合は、この額が支給額となります。)

②残りの期間 = 13,640円 × 50 / 100 × 1.25 = 8,525円 ※2

(※2 給付上限相当額9,702円を超えた場合は、この額が支給額となります。)

※ 手続き等の詳細につきましては、各支部の担当者までお問い合わせください。

⇨⇩ 地方職員共済組合